ふるさと飯田応援寄附返礼品募集要項

1　目的

ふるさと納税制度により飯田市（以下「本市」という。）へ寄附をいただいた市外在住の寄附者に対し、地域の魅力ある物品又は役務（サービス）を返礼品として提供することにより、本市の魅力発信・地域振興を図るとともに、本市を訪れる機会を創出し、交流人口の増加による波及効果によって観光及び地域経済の振興につなげるため、寄附者への返礼品提供にご協力いただける事業者（以下「返礼品提供事業者」という。）及び本市ならではの魅力ある返礼品を募集します。

2　募集条件

(1) 返礼品提供事業者について

返礼品提供事業者は、次の要件を全て満たす必要があります。

ア　本社（本店）、支社（支店）、事業所、工場等の生産拠点又は役務の提供場所のいずれかが本市内にある法人・団体又は個人事業者であること。この場合において、個人事業者であるときは、電子商取引の実績を有しているものに限る。

ただし、平成31年４月１日付総務省告示第179号第５条に規定される総務大臣が定める基準（以下「地場産品基準」という。）のいずれかに該当するものとのみ交換させるために提供するクーポン券等を返礼品とする場合はこの限りではない。

イ　地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく適切な申告を行い、かつ、税の滞納がないこと。

ウ　各種法令規則等を遵守し、生産・製造・販売・役務・表示等を行っていること。

エ　飯田市入札参加資格者に係る指名停止要綱に基づく指名停止を受けていないこと。本市の入札参加資格を有しない者にあっては、同要綱に掲げる指名停止の要件に該当する行為を行っていない者であること。

オ　法人等の代表者その他の構成する者が、飯田市暴力団排除条例（平成23年飯田市条例第34号）第２条第２号の暴力団員又は第６条第１項の暴力団関係者でないこと。

カ　本市が寄附の受付及び返礼品の発注・配送管理等の業務を委託している事業者（以下「一括代行事業者」という。）との間で、返礼品提供に係る契約を締結し、その契約内容を確実に履行できること。

キ　返礼品の受発注及び納品の管理等のため、一括代行事業者が提供するシステムを利用した受発注管理が可能であること。

ク　食品を返礼品として提供しようとする事業者は、食品表示法（平成25年法律第70号）に違反（特に、事実と異なる産地名の表示。）することなく、適正な食品返礼品を確実に供給できる体制を整備していること。

ケ　返礼品が食品、飲料品又は食事サービスの場合には、食品衛生法等に基づく許認可等を取得し、提供等を行っていること。

(2) 返礼品について

返礼品は次の要件を全て満たす必要があります。

ア　地場産品基準のいずれか１つ以上を満たすものであること。

なお、新たな返礼品の申請時において、告示改正後の地場産品基準（以下「新基準」という。）が公布されているときは、新基準の適用日以前であっても、新基準を満たすものであること。また、新基準の適用日までに本市が返礼品としてふるさと納税ポータルサイト（以

下「ポータルサイト」という。）に掲載している返礼品については、適用日までの間は、告示改正前の地場産品基準を満たすものであること。

※地場産品基準の該当・非該当については、最新の法令（解釈を含む。）や、製造等の状況により判断します。

イ　公序良俗に反しないものであること。

ウ　自ら生産・製造したもの以外の場合は、本市のふるさと納税の返礼品とすることについて事前に生産者・製造者の同意を得ていること。

エ　品質及び数量の面において、安定供給が見込めること。（あらかじめ期間や数量を明示して供給するものを除く。）

オ　キャラクター等を使用する場合は、返礼品提供事業者以外の第三者が著作権等の権利を有する場合には、権利者の許諾を得ていること。

カ　食品・飲料品の場合は、返礼品が寄附者へ到着した後一定期間（概ね１週間以上）の賞味期限が保証されていること。ただし、生鮮食料品（鮮度が高く要求されるもの）についてはこの限りではないが、発送希望日等を事前に寄附者へ確認・調整等を行うなど、商品が適切に寄附者の手元に届くよう配慮すること。また、運搬にあたっては食品衛生法等に基づき、運搬方法等に留意すること。

キ　宿泊施設・役務の利用券等については、本市域内及び指定の役務内容に限定する措置及び転売防止措置を講じること。また、利用期限のあるものについては、原則として発行日から６カ月以上利用可能なものであること。ただし、日時をあらかじめ指定するものはこの限りではない。

ク　旅行業の登録が必要な内容の場合は、その登録を行っていること。

ケ　物品との引換えに使える電子クーポン等の場合は、引換えが可能な物品が地場産品基準を満たすものであること。

コ　本市が求める場合に、返礼品のサンプルを提供できること。なお、役務の提供の場合は、現場での確認ができること（原則として無償提供）。

サ　本市ふるさと納税関連ホームページ等に掲載するため、返礼品に関する情報（返礼品の商品名、説明文、画像データ、返礼品提供事業者名等）を提供可能であること。

シ　その他、本事業の目的にふさわしい内容であること。

３　返礼品提供事業者の義務

返礼品提供事業者は、返礼品提供にあたり、次に掲げる義務を負います。

(1) 返礼品の提供にかかる問い合わせ、苦情、事故及びトラブル（配送に関するトラブルを含む。）等に対して、責任・誠意をもって対応し、また、その対応等について、本市へ報告すること。

(2) 返礼品については、応募時のみならず、寄附募集時から寄附者への配送時に至るまで、常時、原材料、品質、機能、表示、衛生、安全性その他一切の事項について、関係諸法令、総務省の定める地場産品基準、「２(2)返礼品について」等への適合性を確保するため、返礼品がこれらの基準に適合していることを把握すること。

(3) 食品を返礼品として提供する場合は、当該食品の産地名を適正に表示するとともに、地場産品基準や食品表示法において遵守すべき事項が記載された書類の整備・保存をすること。

(4) 法令等違反又は「２　募集条件」の不適合が疑われる場合など本市が必要と認めた場合は、本市が実施する調査等（実地調査を含む。）に応じること。

(5) 本市が、前項の調査等により法令等違反又は要件不適合と判断した場合、本市が指定する

方法で、代品請求、代金減額、又は契約不履行時の違約金及び損害賠償の請求に係る事項に関し、本市及び一括代行事業者と協議すること。

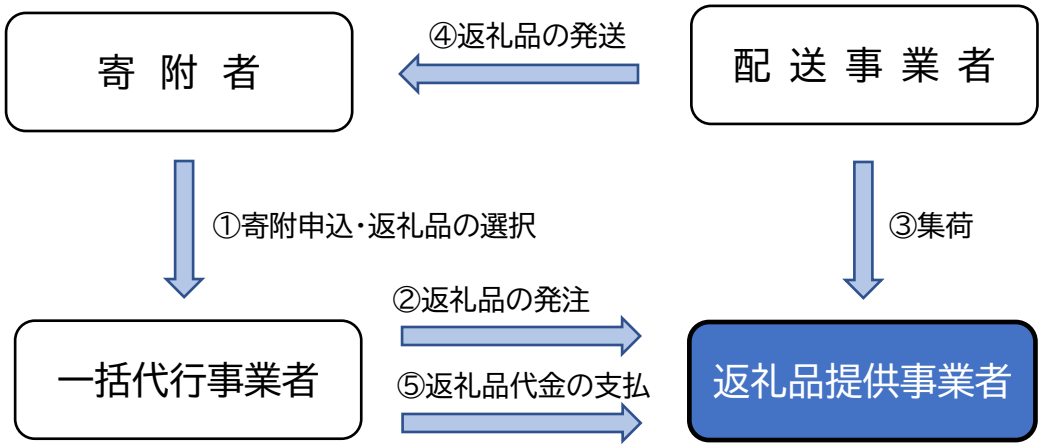
(6) 「２　募集条件」を満たすことを確認するため、本市の求めにより一括代行事業者が実施する調査に応じること。

(7) 返礼品を強調した寄附者を誘引するための宣伝広告や、寄附者による適切な寄附先の選択を阻害するような表現を用いた情報提供を行わないこと。

4　返礼品提供事業者の業務内容、注意事項等

(1) 返礼品提供の流れ

返礼品提供事業者は、一括代行事業者からの発注により返礼品を提供します。なお、本市が寄附を受けてから、返礼品提供事業者に対して支払を行うまでの流れは、概ね次の図のとおりです。



(2) 返礼品提供事業者は、一括代行事業者からの発注により、速やかに寄附者への返礼品等の発送事務を行ってください。

(3) 寄附者が本市市民及び法人の場合は、返礼品を送付できません。

(4) 返礼品に関して、寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応し解決に努め、その内容について、本市へ報告をしてください。なお、品質等による補償や苦情等対応については、本市は一切の責任を負いません。

(5) 返礼品は、寄附者が申込時に当該返礼品を選択した場合に提供をお願いするものであるため、本市が買い取りを行うものではありません。

5　返礼品の価格及び寄附金額の設定

(1) 返礼品の価格は、下限は1,500円で、商品代に荷造・梱包代・設置費用・消費税を含めた価格としてください。（送料は返礼品の価格に含みません。）

(2) 設置費用等が別途発生する場合は、その費用は返礼品の価格に含めてください。なお、設置等の手続きは返礼品提供事業者が行うものとします。

(3) 寄附金額は、返礼品の価格が寄附金額の30%以内となるよう本市が決定します。

6　費用負担

(1) 返礼品の商品代金及び送料は、本市が負担します。ただし、返礼品の配送にあたっては、配送料が最も低い配送方法を選択してください。国の基準（募集経費が寄附額の一定以内）

を遵守するため、配送料が高額になる場合は、寄附額を高めに設定する場合があります。
(2) 商品の梱包に係る費用は、返礼品提供事業者の負担とします。
(3) 寄附者からの商品の品質等の苦情や申入れにより商品回収及び再配送を行った場合にかかる費用は、返礼品提供事業者の負担とします。ただし、配送事業者の瑕疵による場合はこの限りではありません。
(4) 代替品等による補償、交換その他苦情対応に要する経費について、本市は一切負担しません。ただし、震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により返礼品が破損した場合又は寄附者が返礼品を受領することができない場合は、当該代替品の手配に要する費用は本市負担とします。

7　返礼品提供事業者の特典等
(1) ポータルサイトに返礼品の画像、商品名、事業者名などを掲載します。
(2) 返礼品の発送時に限り、自社の商品カタログ、チラシ等を同梱して発送することができます。積極的に同梱し、自社ＰＲに活用ください。
(3) 返礼品の送料は、上記６(1)のとおり、本市が負担します。
(4) 本市がふるさと納税の広報をする際に、返礼品の画像、商品名、事業者名を掲載する場合があります。
(5) 返礼品提供事業者は、本市のふるさと納税返礼品提供事業者であることを商品の宣伝や会社のＰＲに活用することができます。ただし、寄附金募集の適正な実施のため、返礼品を強調した寄附者を誘引するための宣伝広告を行うことは禁止されていますのでご留意ください。

8　応募方法
(1) 応募期間
　随時受付とします。ただし、応募時期や提案内容によって、ポータルサイトへの掲載が可能となるまでに相当時間を要しますので、詳細は「９　返礼品の登録」をご確認ください。
(2) 応募件数
　返礼品の応募件数に上限はありません。
(3) 提出書類
ア　「ふるさと飯田応援寄附返礼品提供事業者登録申込書」（様式１）
イ　「返礼品申請書」（様式２）
※地場産品基準２号に該当する場合は、「付加価値の算出表」（様式３－１）を合わせて提出してください。
※地場産品基準３号に該当する場合は、様式３－１及び「３号過半証明シート」（様式３－２）を合わせて提出してください。
※一括代行事業者提供のふるさと納税返礼品登録シート及び添付書類が様式２や様式３－１、様式３－２と同様の内容の場合は代用できるものとする。
※事前に飯田市が認めた、一括代行業者が提供する返礼品内容を記載する文書で代用できるものとする。
ウ　商品又はサービスの内容がわかる画像データ、パンフレット等の資料
※農畜水産物の場合は、農地・牧場・養殖地等の航空写真又は地図を添付してください。
エ　申請者が個人事業者である場合は、電子商取引の実績がわかる書類
※複数の返礼品をセットでご提案いただく場合は、物品ごとに添付書類が必要となります。

地場産品基準		提出書類
１号	**本市内で生産されたもの**であること。 ※果物・野菜等の一次産品が該当します。	様式１ 様式２
２号	本市内で返礼品の**原材料の主要な（半分を一定程度以上上回る）部分が生産されたもの**であること。	様式１ 様式２ 様式３－１
３号	本市内で返礼品の**製造、加工その他の工程を行うことにより返礼品の価値（価格）の過半（半分以上上回る）が生じているもの**であること。 **※本市内で実質的な変更を加える製造、加工その他の工程を行っているものが該当します。**	様式１ 様式２ 様式３－１ 様式３－２
３号 （熟成肉）	長野県内で生産された食肉を原材料として、本市内において熟成することによって、**返礼品の価値（価格）の過半（半分以上上回る）の付加価値が生じているものであること。**	
３号 （精米）	長野県内で生産された玄米を原材料として、本市内において精白することによって、**返礼品の価値（価格）の過半（半分以上上回る）の付加価値が生じているものであること。**	
４号	本市内で生産されたものであって、**近隣の他の市町村内で生産されたものと混在（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る）したもの。**	様式１ 様式２
５号	**本市の広報の目的で製造、加工その他工程がされた本市のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他のこれらに類するもの**であって、形状、名称その他の特徴から飯田市の独自の返礼品であることが明白であり、販売等の実績や計画を有しているもの。	事前にご相談ください。
６号	前各号に該当する主たる返礼品と、返礼品に附帯するものとを合わせて提供するものであって、主たる返礼品の価値が返礼品全体の価値の七割以上であること。 **※市内で製造したものの附帯品として、市外で製造したものをセットにして提供する場合が該当します。**	事前にご相談ください。
７号	**本市内で提供される役務その他これに準ずるもの**（宿泊（飲食を伴うものを含む）の提供に係る役務を除く。）**であって、当該役務の主要な部分が当市に相当程度の関連性があるもの。**	様式１ 様式２
７号の２ （宿泊）	**本市内に所在する宿泊施設であって、長野県内においてのみ宿泊施設の運営を行う者が運営するもの**（フランチャイズチェーン等の方式により、長野県外に所在する宿泊施設のブランド名を関するものを除く。）**における宿泊の提供に係る役務**であること。	様式１ 様式２
７号の３イ 五万円以下 （宿泊）	**本市内に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であって７号の２に該当しないもののうち、**当該役務の調達に要する費用の額が**一夜につき一人当たり五万円を超えないもの。**	様式１ 様式２
上記以外	末尾の「＜参考＞地場産品基準」をご確認ください。	事前にご相談ください。

(3) 提出方法

本市ホームページ（ページＩＤ：0047647）等から「ふるさと飯田応援寄附返礼品提供事業者登録申込書」等関係書類をダウンロードし、必要事項を記載の上、電子データ（メール）にて提出してください。なお、様式１及び様式４については、押印後PDFにして送付してください（郵送、持参はやむをえない場合に可とする）。なお、返礼品の審査にあたり、返礼品等に関する質問事項への回答や、追加で資料を提出いただく場合があります。また、応募に係る提出書類やデータ等の返却は行いません。さらに、応募に要する一切の費用は、応募事業者の負担となります。

9　返礼品の登録

(1) 新規提案返礼品登録までの流れ

ア　審査

登録申込いただいた返礼品の内容について、本市で募集条件を満たしていることを確認した後、本市から国に地場産品基準に適合しているかを確認するための申請を行います。

イ　審査結果の通知

審査の結果、国の確認を得られた返礼品について採用の決定をお知らせするとともに、返礼品登録の手続きについてご案内します。

ウ　契約及び登録

一括代行事業者と返礼品の提供に係る契約を締結し、返礼品の登録完了となります。返礼品として登録された商品は、本市が契約しているポータルサイトへの登録作業を経て、順次掲載されます。

エ　ポータルサイトへの登録の際の留意事項

返礼品の魅力を寄附者に伝えるため、返礼品の魅力が伝わる写真を登録してください。寄附者の適切な選択を阻害するような表現（具体的には、「お得」、「コスパ（コストパフォーマンス）最強」、「ドカ盛り」、「圧倒的なボリューム」、「おまけ付き」、「セール」、「還元」など）は使用しないでください。

(2) 国への確認について

毎年10月１日から翌年９月30日（以下「指定対象期間」という。）に行う寄附募集の際に提供しようとする返礼品については、原則として、指定対象期間の初日の属する年の６月30日までに登録申込いただいた返礼品（既に提供されている返礼品も含む。）を対象として、毎年、国へ地場産品基準の適合性についての確認申請を行います。

国の確認が得られ次第、ポータルサイトへの掲載が可能となりますが、ご提案の内容によっては、当該指定対象期間開始時までに国の確認が得られない場合もあります。

なお、指定対象期間の初日の属する年の７月１日以降にご応募いただいた返礼品であっても、国の確認を得られた場合は、10月１日以降、随時、ポータルサイトへの掲載が可能となります。

10　登録内容の変更

(1) 登録された返礼品提供事業者の所在地、名称、代表者名、その他変更があったときは、「ふるさと飯田応援寄附返礼品提供事業者登録内容変更申請書」（様式４）を提出してください。

(2) 返礼品の内容、価格、生産拠点の住所等を変更するときは、「返礼品申請書」（様式２）を提出してください。なお、地場産品基準２号に該当する場合は様式３－１を、地場産品基準３号に該当する場合は様式３－１と様式３－２を合わせて提出してください。

11　登録の解除

次の場合は、返礼品の登録を解除し、取扱いを停止します。

(1) 返礼品提供事業者が、「ふるさと飯田応援寄附返礼品提供事業者登録内容変更申請書」（様式４）により本市に登録解除を申し出たとき。

(2) 返礼品提供事業者又は返礼品が「２　募集条件」に規定する事項を満たさなくなったとき。

(3) 「３　返礼品提供事業者の義務」に規定する義務を果たさなかったとき。

(4) 国が定めるふるさと納税制度の内容や取扱の変更等により返礼品としてふさわしくないと判断されたとき。

(5) 返礼品の生産、製造若しくは販売が廃止され、又は中止されたとき。

(6) 登録内容に虚偽があったとき。

(7) 返礼品登録内容に変更があったにもかかわらず、その報告がされていないとき。

(8) 食品を返礼品として提供しようとする事業者が食品表示法の違反を行ったとき。

(9) 他者が生産する返礼品を取扱う場合に、本市のふるさと納税の返礼品とすることについて当該他者の同意が得られなくなったとき。

(10) 本市又は寄附者に損害を及ぼす行為があったとき、又は重大な損害を及ぼす恐れがあるとき。

(11) 寄附者からの申込みが他の返礼品と比較して極端に少なく、需要が見込めないと本市が判断したとき。

(12) 返礼品の品質等に対し寄附者から苦情が寄せられ、返礼品提供事業者の責任が重いと本市が判断した時、又は同様の苦情が多発するとき。

(13) 「９(1)イ　審査結果の通知」の規定する案内から６カ月を経過しても、「９(1) ウ　契約及び登録」に規定する契約を締結しないとき。ただし、本市がやむを得ないと認めた場合はこの限りではない。

(14) その他、ふるさと納税制度の運用に重大な支障を来す行為があったとき。

12　個人情報の保護

(1) 返礼品提供事業者は、業務を履行するにあたり、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」及び「飯田市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年12月26日条例第26号）」のほか、関係法令を遵守してください。

(2) 寄附者の個人情報は、返礼品の送付以外の目的で使用できません。

13　その他

(1) この要項に適合しても、本市が返礼品として適当でないと判断した場合は登録しないことがあります。

(2) この要項に定めのない事項について疑義が生じた場合は、本市との協議によるものとします。

14　問い合わせ先

飯田市役所　企画部広報ブランド推進課
〒395-8501　飯田市大久保町2534
TEL：0265-22-5910
FAX：0265-53-4511
Email：furusatoiida@city.iida.nagano.jp

＜参考＞　地場産品基準（平成 31 年総務省告示第 179 号第 6 条）

一　当該地方団体の区域内において生産されたものであること。

二　当該地方団体の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。

三　当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程（イ及び第五号において「製造等」という。）を行うことにより当該返礼品等の価値の過半が生じているものであって、次のいずれにも該当するものであること。ただし、当該工程が食肉の熟成又は玄米の精白である場合には、当該地方団体の属する都道府県の区域内において生産されたものを原材料とするものに限ること。

イ　当該地方団体の区域内において製造等を行うことにより当該返礼品等の価値の過半が生じている旨の証明（ロにおいて「証明」という。）が、総務大臣の定めるところにより、当該返礼品等の製造等を行う者によりなされているもの

ロ　当該地方団体が第一号寄附金の受領に伴い本号に該当する返礼品等を提供する旨を表示して当該第一号寄附金の募集を開始する日までに、当該地方団体によって、証明の内容が総務大臣の定めるところにより公表されるもの

四　返礼品等を提供する市町村又は特別区（以下この号及び第八号において「市区町村」という。）の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。

五　地方団体の広報の目的で製造等がされた当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、次のいずれにも該当するものであること。

イ　形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なもの

ロ　指定対象期間の初日の属する年の前年の十月一日からその翌年の九月三十日までの間に、当該地方団体が広報の目的で自ら調達し、配布又は販売を行った実績（返礼品等の提供によるものを除く。）があるもの

ハ　指定対象期間において、当該地方団体が広報の目的で自ら調達し、配布又は販売を行う計画（返礼品等の提供によるものを除く。）を定めているもの

ニ　指定対象期間において、当該地方団体が返礼品等として提供する数量が、ロの配布又は販売を行った数量を超えないもの

六　前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等に附帯するものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の七割以上であること。

七　当該地方団体の区域内において提供される役務その他これに準ずるもの（宿泊（飲食を伴うものを含む。以下同じ。）の提供に係る役務を除く。）であって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。

七の二　当該地方団体の区域内に所在する宿泊施設であって、当該地方団体の属する都道府県の区域内においてのみ宿泊施設の運営を行う者が運営するもの（フランチャイズチェーン等の方式により、当該地方団体の属する都道府県の区域外に所在する宿泊施設のブランド名を冠するものを除く。）における宿泊の提供に係る役務であること。

七の三　当該地方団体の区域内に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であって前号に該当しないもののうち、次のいずれかに該当するものであること。

イ　当該役務の調達に要する費用の額が一夜につき一人当たり五万円を超えないもの

ロ　特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条第一項の規定により特定非常災害として指定された非常災害に際し

災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された同法第二条第一項に規定する災害発生市町村の属する都道府県の区域内の地方団体により提供されるもの（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第二条第一項の特定非常災害発生日から起算して一年を経過する日の属する指定対象期間において提供されるものに限る。）

七の四　当該地方団体の区域内において地域のエネルギー源により発電された電気であること。

八　次のいずれかに該当する返礼品等であること。

イ　市区町村が近隣の他の市区町村と共同でこれらの市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの

ロ　都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村と連携し、当該連携する市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを当該都道府県及び当該市区町村の共通の返礼品等とするもの

ハ　都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されている物品及び当該市区町村を認定し、当該物品を当該市区町村がそれぞれ返礼品等とするもの

九　震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供するものであること。